

# 一括受ガスに関する検討

2019年2月28日

資源エネルギー庁

## 第5回ガスWGでの議論概要（一括受ガス関連）

- 第5回ガスWGでは委員等から、一括受ガスに関する整理について、下記の趣旨の御意見を頂いた。

### 第5回ガスWGの議論：一括受ガス

- 一括受ガスに関する今回の整理は、これまで伝えてきた意見（無償配管の誘発、スイッチング阻害による消費者への不利益発生、内管の保安責任の見直しによる保安水準低下への懸念）を踏まえたものとなっている。
- 今回の整理では、これまでの議論を踏まえ一括受ガスの複数の類型を検討したが、いずれも様々な問題がある一方で、一括受ガスの要素の一部は需要家代理モデルで対応できるということを明らかにしており、様々な理由から適切で、正当な整理である。
- 一括受ガスの整理に異存ない。保安の点に加え、今回の事業者提案の内容は電気のホワイトラベルと同様になってしまうのではないかと、といった点、需要家保護の観点から電気でもホワイトラベルが認められなかった趣旨に立ち返る必要があるのではないかと。
- 一括受ガスについて、託送料金のクリームスキミングや電気事業とガス事業の構造上の違いから認められないと整理されたことは残念だが、今回の一括受ガスの議論を契機に、ガス小売事業者間の不平等な扱いが一つでも是正される方向に向かうのであれば、その点については非常に期待している。【オブザーバー】
- 一括受ガスというのが事実上ゼロ回答になって全く進まなかったのは、残念といえばとても残念。保安の整理を変えた上で導入する一括受ガスの類型には一定の期待があった。保安の整理が、自由化の際に十分議論されており、その時点から大きな状況変化がないことから、合理的だということも納得はしている。一方で今回、もし保安の整理が変わって一括受ガスが可能になると、内管保安や内管工事に関する今の制度の問題点に光を当てるような効果がひょっとしたらなかったか。現行の制度がある種の利権の巣窟になっていて、非常に高いコストをかけて消費者の利益を損なっているのではないかと、と疑っている人はそれなりにいる。新規参入者の中には、内管保安を非常に効率的に行うことで消費者の大きな利益になる例が一括受ガスでできると、内管保安等の大元の整理も変わるのではないかとというような副次的な効果を期待する者がいたが、その効果を期待するために保安をないがしろにすることは許されないため、今回、内管保安責任を移す一括受ガスが認められなかったのは仕方がない。

他方で、内管保安・工事の整理に関する不満は依然として残ったままということ、我々は認識する必要がある。内管保安に関する制度は、規制改革の文脈でいうと非常に遅れたというか、古色蒼然たるものが残っている。多くの安全規制は、満たすべき性能を指定し、それに対して事業者が創意工夫できるようにするという方向に大きく変わってきているのに対して、現在のガスの制度では、事業者が材質や工法を全て指定するものとなっている。電力・ガス取引監視等委員会が効率化に関心を持った場合、指定された材質や工法に基づくコスト構造の下で料金の適切性をみるが、元々のコスト構造自体に切り込むことはできない。その元々の部分に切り込むことが可能なのは保安を担当する委員会であり、保安を担当する部署である。別の委員会の話にはなるが、内管保安に関する制度に対する不満があることはもう一度認識してもらった上で、非常に高いコストを消費者に押しつけているのではないことを何らかの形で示す、あるいは担保するような制度改革を行うことを、今一度考えてほしい。

- 保安担当の部署としては、現在のルールは厳格に執行し、あるいは遵守される必要があると考える。一方で、社会情勢、保安技術、保安を担う主体の能力などの変化を捉えながら、不断に既成のルールを見直すことが、産業保安グループの一つの使命だと考えている。委員の保安に関する指摘は、産業保安グループとしてもしっかり受け止め、今後の規制活動につなげていきたい。【産業保安グループ】

# 既存一括受ガス状態の是正

- 第5回ガスWGでは委員等から、既存一括受ガス状態の是正に向けて、下記の趣旨の御意見を頂いた。
- 御意見も踏まえ、一括受ガス状態にある案件の是正、又は是正見込みの確保を、2019年度中に完了するよう要請することとしたい。
- また、是正要請に当たっては、需要家及び事業者がその必要性を強く認識するよう、要請方法を検討してまいりたい。

## 第5回ガスWGの議論：既存一括受ガス状態の是正

- 是正見込み状態が、需要家が違法な状態にある契約を見直す必要性を認識し、納得した状態であるとすれば、是正対応中のものが400件程度に留まり、現在はまだ2018年度中であることから、是正見込みの確保期限を2019年度中とすべきではないか。
- 一括受ガス状態にある案件の是正は、これまでの議論の経過からも、きちんと進めなければ筋が通らない。是正に当たって、ガス事業者からの説明だけでは需要家に納得してもらえないのであれば、例えば商業施設では場所を貸している側の事業者に、行政から是正の必要性を説明することも必要ではないか。
- 各事業者は不適切な契約の是正に鋭意取り組んでいるが、設備改修が必要な場合には是正に時間を要する点は理解いただきたい。【オブザーバー】
- 不適切な契約の是正の必要性については十分認識しているところであり、今後もガス小売事業者と導管事業者が連携・協力し、なんとか顧客にも理解いただき、着実に是正を進めていけるように促したい。【オブザーバー】
- 一般ガス導管事業者がスイッチング後のガス小売事業者にのみ早急な是正を要請するような自体が生じないよう、周知徹底に努めたい。【オブザーバー】
- 経済産業省による是正要請から既に2年以上が経過しているにもかかわらず、依然として違法状態が続いている状況もある。この上、さらに2年をかけて是正の見込みまで持っていくということが目標では、全件是正までは相当な年数を要すると考えられる。顧客の物理的な工事を伴わなくても、是正をすることが可能と思われる案件もある。顧客側にも経済産業省から是正を要請すると提案されたことは意義がある。経済産業省が是正できない理由を確実に把握し、可能なものから速やかに是正されるよう、継続的に監視・指導することで、一刻も早い全件是正を目指してほしい。【オブザーバー】

# 需要家代理モデルの適切な活用に向けた整理明確化 1/4

- 第5回ガスWGでは委員等から、需要家代理モデルの活用に向けて留意すべき点について、下記の趣旨の御意見を頂いた。
- 御意見を踏まえて、活用にあたっての留意点を更に検討することとしたい。

## 第5回ガスWGの議論：需要家代理モデルの活用

- 需要家代理モデルの場合、需要のアグリゲート（一括契約）は許容されないという点は再確認すべき。
- 需要家代理人が特定のガス小売事業者の媒介事業者となっているのであれば、営業開始に先立ち、事実としてその旨を明らかにするようガイドライン等で規定すべきではないか。そのような立場の者が需要家にとって最良の選択をする代理事業者であるかのように、事業者として需要家をミスリードすることは、仮に結果として最良の選択肢を需要家に与えているとしても、許されないのではないか。
- 需要家代理人が特定のガス小売事業者の媒介事業者に当たる場合、本質的には利益相反関係が生じていることを踏まえた規律が必要ではないか。具体的には、営業にあたって代理事業者が「ガス小売事業者の媒介である」ことを需要家へ説明しなかったり、ガス小売事業者から需要家へ行われる説明・書面交付を代理事業者が代わりに受けて、需要家への説明等が省略されたりすることは、利益相反関係にあるといった観点を踏まえると不適切である。
- 需要家代理モデルにおける代理事業者、媒介事業者の行為において、消費者が誤解したり、不利益を被ることがないように、適切な指導・監視を行ってほしい。
- 今回、需要家代理モデルという名前でこの形が認められたわけだが、例えば一括受電をしているマンションで需要家代理が行われた場合には、消費者が「一括受電と同様、自分はガスの契約を自由に変更できない」と認識を持ってしまう可能性がある。一括受電との違い、特に個々の消費者が自由にガスの小売供給契約を変更できる点は、しっかり説明の中に取り込んでほしい。
- 需要家代理を行う事業者が契約取得のみを目的として、消費者への説明を疎かにしないよう、ガイドライン等でしっかり手当してほしい。

## 需要家代理モデルの適切な活用に向けた整理明確化 2/4

- 消費者と事業者との間で締結される契約（消費者契約）に適用される一般的な規則としては消費者契約法が存在する。消費者契約法では、消費者契約について、不当な勧誘による契約の取消しと不当な契約条項の無効等を規定している。
- 例えば下記のような勧誘や契約条項は、消費者契約法上の不当勧誘や不当条項になり得る。

### 不当勧誘になり得る例

- 勧誘に際して重要事項について事実と異なることを告げる場合（不実告知）（法第4条第1項第1号）
- 将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供する場合（断定的判断の提供）（法第4条第1項第2号）
- 勧誘に際して重要事項について消費者の不利益となる事実を告げない場合（不利益事実の不告知）（法第4条第2項）
- 消費者の住居から退去すべき旨を伝えたにもかかわらず、事業者が退去しない場合（法第4条第3項第1号）

### 不当条項になり得る例

- 解除に伴い、消費者に高額の違約金や損害賠償額を課す条項（法第9条第1号）
- 需要家が需要家代理人を通さずに小売供給契約を締結することを禁じる規定（法第10条）
- 契約を長期間拘束する規定（法第10条）

（注）「法」は「消費者契約法（平成12年法律第61号）」をさす。



# 需要家代理モデルの適切な活用に向けた整理明確化 3/4 (参考)

## ● 消費者契約法上の不当勧誘、不当条項の関連規定。

### ○消費者契約法（平成12年法律第61号）

（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

**第四条 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。**

一 **重要事項について事実と異なることを告げること。** 当該告げられた内容が事実であるとの誤認

二 **物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。** 当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認

2 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。

3 **消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。**

一 **当該事業者に対し、当該消費者が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。**

二 **当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないこと。**

4～6 (略)

（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効）

**第九条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。**

一 **当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの** 当該超える部分

二 **当該消費者契約に基づき支払うべき金銭の全部又は一部を消費者が支払期日（支払回数が二以上である場合には、それぞれの支払期日。以下この号において同じ。）までに支払わない場合における損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、支払期日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該支払期日に支払うべき額から当該支払期日に支払うべき額のうち既に支払われた額を控除した額に年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した額を超えるもの** 当該超える部分

（消費者の利益を一方向的に害する条項の無効）

**第十条 消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方向的に害するものは、無効とする。**

## 需要家代理モデルの適切な活用に向けた整理明確化 4/4

- ガスの需要家と代理事業者との間の代理契約は、基本的に消費者契約法の適用対象となると考えられる。例えば下記のような代理契約の条項は、消費者契約法上の不当条項に該当し、無効となる可能性がないか。
- 需要家代理モデルの適切な活用に向けて、需要家代理契約が消費者契約法上の不当勧誘や不当条項に該当する可能性がある場合についても整理の上、「ガスの小売営業に関する指針」への追記を検討することとしてはどうか。
- なお、第4、5回ガスWGで議論されたガス事業法上の媒介と需要家代理の論点等についても、次回以降整理の上、「ガスの小売営業に関する指針」への追記を検討することとしてはどうか。

### **(例1) 需要家が需要家代理契約を解約する際に高額な違約金を請求する条項**

解除に伴う解約料の金額が当該事業者が生ずる「平均的な損害の額」を超える場合には、平均的な損害の額を超える部分が、消費者契約法第9条第1号により無効となる可能性がある。

### **(例2) 需要家が需要家代理事業者を通さず、ガス小売事業者と直接契約を締結・変更・解約することを禁じる条項**

当該条項は、消費者にとって誰と契約するかは本来自由であるにもかかわらず、契約相手の選択の自由を制限している点で「公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」に該当し、消費者契約法第10条により無効となる可能性がある。

### **(例3) 契約期間を設定する際に、いわゆる顧客の囲い込みを目的として、長期間にわたり消費者を拘束する条項**

当該条項は、「消費者の利益を一方的に害するもの」に該当し、消費者契約法第10条により無効となる可能性がある。